政令第四十九号

大学等における修学の支援に関する法律施行令

内閣は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第七条第二項第三号及び第四号、第八条第二項及び第三項、第十一条並びに第十六条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第七条第二項第三号の政令で定める者等）

第一条　大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項第三号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する大学等の設置者とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　法第十五条第一項の規定により法第七条第一項の確認（以下この条及び第五条において単に「確認」という。）を取り消された大学等の設置者が法人である場合において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員であった者　当該確認の取消しの日

二　法第十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した大学等の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。次号及び第四号において同じ。）　当該確認の辞退の日

三　法第十三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として文部科学省令で定めるところにより法第七条第一項に規定する文部科学大臣等がその大学等の設置者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。第五条において同じ。）までの間に、確認を辞退した大学等の設置者　当該確認の辞退の日

四　第二号に規定する期間内に確認を辞退した大学等の設置者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内にその役員であった者　当該確認の辞退の日

五　大学等の設置者又はその役員であって、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者　当該違反行為をした日

六　前号に掲げる者のほか、大学等の設置者又はその役員であって、確認又は法第十条の規定による減免費用（同条に規定する減免費用をいう。第四条において同じ。）の支弁に関し不正な行為をした者　当該行為をした日

2　法第七条第二項第四号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する個人とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　法第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者　当該確認の取消しの日

二　前項各号（第五号にあっては、大学等の設置者の役員に係る部分を除く。）に掲げる者　当該各号に定める日

（授業料等減免の額）

第二条　確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第八条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入学金減免（法第八条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一　一〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額（その額が次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額）及び入学金の額（その額が同表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額）

区分			授業料の年額	入学金の額
大学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この表において同じ。）又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この表において同じ。）が設置する大学（短期大学を除く。以下この表において同じ。）	学部（夜間学部を除く。）	五三五、八〇〇円	二八二、〇〇〇円
		夜間学部	二六七、九〇〇円	一四一、〇〇〇円
	私立の大学	学部（夜間学部を除く。）	七〇〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円
		夜間学部	三六〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円
短期大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する短期大学	学科（夜間学科を除く。）	三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇〇円
		夜間学科	一九五、〇〇〇円	八四、六〇〇円
	私立の短期大学	学科（夜間学科を除く。）	六二〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円
		夜間学科	三六〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校	学科	二三四、六〇〇円	八四、六〇〇円
	私立の高等専門学校	学科	七〇〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）が設置する専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）	学科（夜間学科を除く。）	一六六、八〇〇円	七〇、〇〇〇円
		夜間学科	八三、四〇〇円	三五、〇〇〇円
	私立の専修学校	学科（夜間学科を除く。）	五九〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円
		夜間学科	三九〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円

備考

一　大学の項において「夜間学部」とは、夜間において授業を行う学部をいう。

二　短期大学の項及び次号において「学科」には、法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を含む。

三　短期大学の項において「夜間学科」とは、夜間において授業を行う学科をいう。